

（介護予防）小規模多機能型居宅介護 小規模多機能センター落合南 利用契約書

様（以下「利用者」という。）と有限会社サカコーポレーション（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う介護予防小規模多機能型居宅介護及び小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅介護等」という。）について次の通り契約します。

（契約の目的）

第1条

- 1 事業者は、利用者に対して、介護保険法及び厚生労働大臣告示の趣旨に基づいて、この契約の定めるところによる小規模多機能型居宅介護等を提供し、利用者の能力に応じ、自己決定のもとに自立した生活を営めるように支援します。
- 2 利用者は、事業者に対し、小規模多機能型居宅介護等の提供に対して、介護保険法令及び厚生労働大臣告示、並びにこの契約の定めるところによる利用料を支払います。
- 3 この契約は原則として、第16条に定める契約終了の事由が生じるまで継続するものとします。

（契約の期間）

第2条

- 1 この契約の契約期間は、_____年____月____日から、利用者の要介護又は要支援認定満了日までとします。
- 2 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要支援又は要介護と認定された場合、契約は更新されるものとします。

（利用施設）

第3条

施設名称	小規模多機能センター落合南		
事業所番号	3490100884		
所在地	広島市安佐北区落合南九丁目5番20号		
管理者	阿波 竜史郎		
電話番号	082-843-4165	ファックス	082-843-4168

（居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅サービス計画の策定）

第4条

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員により行います。

- 1 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえたうえで、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅サービス計画等の目標及び達成時期、サービス内容、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅サービス計画等の案を作成します。
- 2 サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅サービス計画の案を利用者又は身元引受人に、内容及び予測される効果について説明し、希望や他の選択肢も含め理解を求め、その同意を受けたうえで、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅サービス計画を決定します。
- 3 決定した居宅サービス計画書及び小規模多機能型居宅サービス計画書を利用者又は身元引受人に交付します。
- 4 必要に応じて居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅サービス計画を変更します。
- 5 居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅サービス計画の変更に際しては、その内容を利用者又は身元引受人に説明し、同意を得た上で変更します。

(居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅サービスの内容)

第5条

- 1 事業者は、居宅サービス計画書及び小規模多機能型居宅サービス計画書に沿って、利用者に対し介護保険法令の定める介護保険給付サービス及び介護保険給付外サービスを提供します。また、居宅サービス計画書及び小規模多機能型居宅サービス計画書が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。
- 2 利用者が利用できるサービスの種類は「重要事項説明書」のとおりです。事業者はサービスの内容について、利用者及び身元引受人に分かり易く説明するものとします。

(介護保険給付対象サービス)

第6条

- 1 事業者は、利用者に対して食事、入浴、排泄等の介護、機能訓練、日常生活上又は、健康管理及び療養上の世話等を以下の方法で提供するものとします。
 - ① 事業者のサービス拠点において利用者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス（以下「通いサービス」という）。
 - ② 利用者の居宅に訪問して介護等を行うサービス（以下「訪問サービス」という）。
 - ③ 事業者のサービス拠点に宿泊するサービス（以下「宿泊サービス」という）。
- 2 前項のサービスを居宅サービス計画書及び小規模多機能型居宅サービス計画書に沿って、柔軟に組み合わせ提供します。
- 3 前項1に係る費用は、「料金表（別紙）」のとおりです。

(介護保険給付対象外サービス)

第7条

- 1 事業者は、利用者又は身元引受人からの希望により、介護保険給付外サービスを利用者へ提供します。
- 2 利用者は、前項のサービスに対する利用料を負担するものとします。
- 3 利用料については「料金表（別紙）」のとおりです。

（事業者の義務）

第8条

- 1 事業者及び職員は、サービスの提供にあたり、利用者の心身状況を踏まえ、その生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者及び職員は、サービスの提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、拘束等の行動制限は行いません。拘束等の行動制限の内容は「重要事項説明書」の通りです。
- 3 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図るものとします。
- 4 事業者は自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。

（利用者の義務）

第9条

- 1 利用者は、事業者の共有施設及び敷地を本来の用途に従い利用し、利用に際して他の利用者等の利用にも十分な配慮をして利用するものとします。
- 2 利用者は、自傷他害の危険性のある行為は行わないようにします。
- 3 利用者は、事業者及び職員等が、サービス提供又は安全、衛生管理上必要があると認める場合、居室に立ち入り、必要な措置を行う事を認めます。
- 4 利用者は、事業者の設備や居室について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚染もしくは変更した場合には、自己の責任において、現状を回復します。
- 5 利用者は、事業者又は職員がサービスを提供するうえで、必要な情報についての調査、質問等を行う事に対して協力するものとし、利用者の希望等を含めて情報提供に協力するものとします。

（個人情報保護）

第10条

事業者は、利用者の個人情報を事業者が定める個人情報保護に関する基本方針及び個人情報保護基本規程に基づき取り扱い、事前に文書で利用者の同意を得た範囲内でその情報を使用します。

（サービス提供の記録）

第11条

- 1 事業者は、小規模多機能型居宅介護等に関するケース処遇記録を作成し、契約終了

後 5 年間保存します。

- 2 利用者及び身元引受人は、予め申請の後、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する前項のケース処遇記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第 1 項のケース支援記録の複写物の交付を受ける事ができます。

(利用料金)

第 12 条

- 1 利用者は、サービスの対価として「料金表（別紙）」に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月料金の合計金額の請求書に明細書を付して、翌月 15 日までに利用者に通知します。
- 3 利用者は、当月料金の合計額を翌月 26 日までに、原則として口座引落の方法により支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に領収書を発行します。
- 5 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付対象サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として区市町村から給付を受ける額（以下「介護保険給付費額」とう。）の限度において、利用者に代わって区市町村から支払いを受けます。
- 6 利用者は、介護保険給付対象サービスに要した費用について「料金表（別紙）」に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた差額分を事業者に支払うものとします。
- 7 利用者がまだ要支援認定又は要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金を一旦払うものとし、利用者は、要支援認定又は要介護認定後自己負担分を除く金額を保険から払い戻されます。（償還払い）

(利用料金の変更)

第 13 条

- 1 利用者の要支援状態区分又は要介護状態区分に変更があった場合には、事業者は介護サービス費について「料金表（別紙）」に記載されている額に料金を変更できるものとします。
- 2 介護保険制度の改正により、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス料金を変更する事ができるものとします。

(利用の中止、変更、追加)

第 14 条

- 1 利用者は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加する事が出来ます。この場合には、原則としてサービス実施の前日までに事業者に申し出るものとします。
- 2 事業者は前項に基づく利用者からのサービス変更の申し出に対して、事業者の使用

する者の稼働状況により、利用者の希望するサービス提供が出来ない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとします。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第 15 条

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することが出来るものとします。
 - ① 利用者が、死亡した場合。
 - ② 要介護認定の更新で、利用者の心身の状況が、自立と認定された場合。
 - ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
 - ④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
 - ⑤ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合。
 - ⑥ 第 16 条から第 18 条に基づき、本契約が解約又は解除された場合。
- 2 事業者は、前項第 1 号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(利用者からの契約解除)

第 16 条

- 1 利用者は、本契約の有効期間中において、本契約を解約することが出来ます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 30 日前までに事業者に通知することにより、本契約を解除出来ます。
- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を解約することが出来ます。
 - ① 第 13 条 第 2 項により、本契約を解約する場合。
 - ② 利用者が医療機関等に入院し、60 日以内に退院出来る見込みがない場合、又は、60 日を経過しても退院出来ないことが明らかな場合。
 - ③ 事業者もしくはサービス従事者が、第 10 条に定める守秘義務に違反した場合。
 - ④ 事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
 - ⑤ 他の利用者が、利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合。

(事業者からの契約解除)

第 17 条

- 1 事業者は、利用者が、以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することが出来ます。
 - ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事

情を生じさせた場合。

- ② 利用者による、第 12 条 第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 1 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合。
- ③ 利用者が医療機関等に入院し、60 日以内に退院出来る見込みがない場合、又は、60 日を経過しても退院出来ないことが明らかな場合。
- ④ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(連帯保証人)

第 18 条

- 1 利用者は、原則として連帯保証人を定めるものとします。
- 2 前項の連帯保証人は、事業者に対し、本契約に基づく利用者の事業者に対する債務について、極度額金 150 万円の範囲内で、利用者と連帯して保証する。
- 3 利用者は、連帯保証人に対し、本契約の締結に際して、以下の各号の事項について情報の提供を行い、連帯保証人に対し、本契約の締結に際して、以下の各号の事項について情報の提供を行い、連帯保証人は、情報の提供を受けたこと確認する。
 - ① 利用者の財産及び収支の状況
 - ② 利用者が主債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - ③ 利用者が主債務に対して事業主に担保を提供していない事実
- 4 事業主は、連帯保証人から利用者の債務の履行状況の問い合わせを受けた場合、遅滞なく債務の元本、利息、違約金、損害賠償等の有無、これらの残額及び弁済期限が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。
- 5 事業者は、利用者が期限の利益が喪失した場合、連帯保証人に対し、期限の利益が喪失したことを知った時から 2 カ月以内に通知しなければならない。
- 6 第 1 項の極度額本契約及び個別契約に基づく取引状況に変化が生じた場合、事業主、利用者及び連帯保証人の協議により変更できるものとする。
- 7 第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定は、保証人が法人である場合には、適用しない。
- 8 連帯保証人は、事業者が運営規定に定めるところに従い、事業者と協議し、必要な時は利用者の身柄を引き受けるものとします。
- 9 事業者は、利用者の生活および健康の状況並びにサービスの提供状況等を定期的に連帯保証人に連絡するよう努めるものとします。
- 10 連帯保証人は、利用者が死亡した場合の遺体および遺留品の引き取りを行うこととします。
- 11 利用者または連帯保証人は、次に掲げる事項を含め、運営規定に定めた事業者に通知

を必要とする事項が発生した場合には、遅滞なく事業者には通知することとします。

① 利用者若しくは連帯保証人の氏名が変更したとき

② 利用者若しくは連帯保証人について、法令などに基づく成年後見制度による後見人・保佐人・補助人の審判があったとき、または破産の申立(自己申立を含む)、強制執行・仮差押え・仮処分・競売・民事再生法の申立を受け、若しくは申立をしたとき

③ 利用者が「任意後見契約に関する法律」に基づき、任意後見契約を締結したとき

1 2 ① 事業者は、連帯保証人が前項の②または③の規定に該当する場合には、利用者に対して新たに連帯保証人を定めることを請求することがあります。

② 利用者は、前号の請求を受けた場合には、連帯保証人を立てるものとします。

(契約の終了)

第 19 条

1 利用者が要介護認定の更新で非該当(自立)と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

2 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

① 利用者が介護保険施設に入所した場合、その翌日。

② 利用者が死亡した場合もしくは被保険者資格を喪失した場合、その翌日。

(賠償責任)

第 20 条

1 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者もしくは職員の故意や過失、もしくはこの契約上の注意義務に違反して利用者に損害を与えた場合は、その賠償責任を負います。ただし、その損害について、ご利用者の故意、過失、この契約上の注意義務、もしくは利用者が、職員の正当な指示に従わなかった場合は、その状況を考慮してその賠償額の減額又は免除することができるものとします。

2 利用者は、故意、過失又は、本契約書第 9 条に違反して、職員等又は、他の利用者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。

3 事業者及び利用者は、第 1、2 項の損害賠償を、誠意をもって、速やかに対応し履行するものとします。

(連絡義務)

第 21 条

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡を取る等必要な処置を行います。

(苦情・相談対応)

第 22 条

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、利用者からの要望、苦

情等に対し迅速に対応します。

(本契約に定めのない事項)

第 23 条

- 1 利用者及び事業者は、信義をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第 24 条

利用者及び事業所は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、広島地方裁判所を第一審管轄裁判所とする事とを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書を2通作成し、ご利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

【契約締結日】 年 月 日

事業者 【事業者名】 有限会社サカコーポレーション
 【住 所】 広島市安佐南区緑井六丁目2 8 番1 号
 【代表者名】 代表取締役 坂 聡一郎

事業所 【事業所名】 小規模多機能センター落合南
 【住 所】 広島市安佐北区落合南九丁目５番２０号
 【事業所番号】 ３４９０１０８８４

利用者 【住所】

【氏名】 (印)

連帯保証人【住所】

【氏名】 印